

【平成25年5月】

「広告表示等に関する問い合わせ・相談受付状況」

当協議会には、新聞・チラシ広告、テレビCM等の広告の作成やプライスボード、価格表等の作成に関する相談が、会員事業者の他、広告代理店や新聞社、情報誌社などの広告関係事業者からも数多く寄せられ、その内容も様々なものとなっています。

当ページでは、その月に寄せられた内容を分析し、受付状況やその月に多く見られた事例などを、公開しております。

また、多くみられる広告表示についての事例につきましては、「[広告表示・景品提供に関するFAQ-会員・広告関係事業者の方々へ-](#)」にまとめておりますので、広告等を作成する際の参考にして下さい。

相談受付件数

平成25年5月に受け付けた相談は85件でした。車種別の内訳は、新車関係45件、中古車関係33件、内容別の内訳は、表示関係63件、景品関係12件でした。

	新車関係	中古車関係	新・中以外	計
	45	33	7	85
表示関係	35	28	0	63
景品関係	9	0	3	12
その他	1	5	4	10

相談者内訳

相談者の内訳としては、例月どおり広告代理店等が29件と最も多くなっており、全体の約34%を占めています。

	新車関係	中古車関係	新・中以外	計
広告代理店等	24	3	2	29
メーカー系ディーラー	7	7	2	16
自動車関係団体	8	4	1	13
中古車情報誌社	0	8	2	10
中古車専門店	1	6	0	7
メーカー	3	1	0	4
新聞社	1	3	0	4
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	1	1	0	2

新車関係

◆表示関係の相談内訳

5月は「価格の表示」についての問い合わせが13件と多く、全体の約37%を占めています。次に、「特定事項の表示」についての問い合わせが7件と多く、全体の20%を占めており、その半数以上が燃費の表示に関する問い合わせでした。

項目	件数	項目	件数
①価格の表示	13	③主要諸元	1
表示方法	5	④特定用語	2
付属品・特別仕様	4	最上級	1
値引き表示	1	新発売等	1
支払い総額	1	⑤各種制度	1
割賦・リース	2	免・減税関係	1
②特定事項の表示	7	⑥広告表現・企画の可否	9
統計数値	1	広告表現の可否	6
燃費	4	抽象的な問合せ	3
写真・イラスト	1	⑦その他	2
特別仕様・限定	1	合計	35

◆景品関係の相談内訳

項目	件数
総付景品(もれなく)	2
一般懸賞(抽選等)	3
オープン懸賞	3
抽象的な問合せ	1
合計	9

★今月のポイント★ 今回は、「広告掲載車両の販売価格の表示」の表示に関する事例を紹介します。

問い合わせ内容

新型車の発表に伴いイメージ広告を作成したいのですが、広告に写真を掲載した場合は販売価格も表示しないといけませんか？

問い合わせへの回答

イメージ広告や企業広告の場合等、広告に写真を掲載したからといって、必ず販売価格を表示しなければならないわけではありません。

《考え方》

規約では、「広告に販売価格を表示する場合」の表示項目や表示方法が定められていますが、広告に写真を掲載した場合に必ず販売価格を表示することを定めたものではありません。

ただし、販売価格は消費者がクルマを選ぶ際の重要な情報ですので、消費者への積極的な情報提供という観点から、可能な限り販売価格を表示するようにして下さい。(規約第3条第5項、新車施行規則第6条)

「広告への価格の表示」に関しては、[「広告表示等に関するFAQ」](#)をご参照下さい。

中古車関係

◆表示関係の相談内訳

5月は「価格の表示」と「必要表示事項の表示」についての問い合わせがそれぞれ7件で、合わせると全体の50%を占めています。

項目	件数	項目	件数
①価格の表示	7	③特定の車両状態の表示	3
表示方法	2	④メーター交換歴車シール等	1
値引き表示	2	⑤特定事項	1
支払い総額	1	写真・イラスト	1
割賦・リース	1	⑥下取・買取関係の表示	2
その他（価格）	1	⑦おとり広告	2
②必要表示事項の表示	7	⑧広告表現・企画の可否	4
初度登録	1	広告表現の可否	1
走行距離数	3	企画の可否	2
使用区分	1	抽象的な問合せ	1
保証の有無	1	⑨その他	1
必要表示事項全般	1	合計	28

◆景品関係の相談内訳

景品関係の問い合わせはありませんでした。

★今月のポイント★ 今回は、「オプションパックの購入を条件とした中古車の販売価格の表示」に関する事例を紹介します。

問い合わせ内容

オプションパックの購入を条件に中古車を販売しているのですが、販売価格を表示する際に注意する点はありますか？

問い合わせへの回答

中古車を販売する際にオプションパックの購入を条件としている場合は、オプションパックの価格を含めた価格を「販売価格」として表示して下さい。

「販売価格」＝「車両価格」＋「オプションパックの価格」

《考え方》

規約では、「販売価格」を表示する場合には、店頭において車両を引き渡す場合の消費税を含めた現金販売価格を表示し、かつ、保険料、税金（消費税を除く。）、登録等に伴う費用等は含まれていない旨を併記するものと定められております。（中古車施行規則第6条）

車両を販売する際にオプションパックの購入を条件（オプションパック付販売）とするのであれば、それを含めた価格が「販売価格」であることから、オプションパックの価格を含めた価格を「販売価格」として表示する必要があります。

「オプション購入を条件とした中古車の販売価格」に関する表示の留意点については、「AFCT INFORMATION」をご参照下さい。